



平成 28 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘  
(コード番号 8945 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀  
(TEL. 03 - 5229 - 8700 )

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 19 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 9 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 24 年 9 月 27 日開催の第 14 期定時株主総会において、役員賞与を含めた当社の取締役の報酬等の額は年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）としてご承認をいただいております。また、本株主総会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬等の額を年額 100 百万円以内（うち、社外取締役分は 10 百万円以内）と変更することにつきご承認をお願いする予定ですが、本株主総会では、これらの報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内（注）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

（注）ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、当該効力発生日以降、当該株式分割又は株式併合の比率に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。なお、発行又は処分される普通株式の総数は、平成28年8月19日開催の取締役会において決議された株式分割（普通株式1株につき、2株の割合で分割するもの）が効力を生じる同年10月1日以降は、年300,000株以内となります。

## 3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認をいただいた場合、子会社の取締役（当社の取締役を兼任している者を除く。）に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

また、同議案に基づき当社の取締役に對する譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、当社の取締役に對し、平成23年9月28日開催の第13期定時株主総会においてご承認をいただいた株式報酬型ストックオプションのうち、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないことといたします。

以 上